

別添

鳥取情報ハイウェイ移設設計施工業務（江府町江尾地内ほか）仕様書

1 業務の名称

鳥取情報ハイウェイ移設設計施工業務（江府町江尾地内ほか）（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

（1）業務の場所

日野郡江府町江尾地内ほか（位置図のとおり）

（2）業務の目的

中国電力ネットワーク株式会社が江府町江尾地内の電柱を撤去することに伴い、当該電柱に添加（埋設管路からの立ち上がり含む）している鳥取情報ハイウェイの光ファイバケーブル（以下「ケーブル」という。）を近接する電柱等に移設する。

※原則としてクロージャ（接続箇所）を増やさないため、埋設管路区間を含む既設のクロージャ間（約 350m）のケーブルを移設（新埋設管設置、不要埋設管撤去、舗装復旧、ケーブル新設、切替、接続試験、通信試験及び既設ケーブル撤去含む）する。

3 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 3 日まで

4 業務内容

中電柱・エビ幹 6 9 左 2 から中電柱・エビ幹 6 5 の埋設部分を含む配線及び配管ルートを変更の上、中電柱・エビ幹 6 9 左 2 から N T T 柱・南分 4 までのケーブルを移設する。

なお、可能な限り通信停止時間を短くするため、移設方法は、新たなルートに新ケーブルを配線し、既設ケーブルと切替した後に既設ケーブルを撤去する方法とする。

（1）対象範囲

参考図 1 の中電柱・エビ幹 6 9 左 2 から N T T 柱・南分 4 までの約 350m。

なお、埋設管路からの地上へ立ち上げている既設電柱（中電柱・エビ幹 6 6 号引 1 号）は撤去されるため、別途近接する代替電柱を選定し、埋設管路ルートの変更を行った上、代替電柱に立ち上げることとし、この埋設管路や舗装工事等の設計施工も含む。

（2）設計

ア 受注者は、新たなケーブル線路及び管路敷設の設計に当たり、発注者及び関係機関と設計内容について十分に調整の上、設計図等図書を作成し、設計が完了したときは、速やかに当該図書を発注者に提出すること。（支障移転ルート例を参考図 2 に示す）

なお、現地施工は、発注者が単独で施工する内容で設計を行うこと。

イ ケーブル移設

ケーブル移設の範囲は表 1 のとおり。通信障害時間を可能な限り短くするため、当該区間に新規にケーブルを配線し、既設ケーブルと切替後、既設ケーブルを撤去する方法で設計すること。

〔表 1〕

ケーブル種別	SM-100C
延長数量	350m 程度（＋余長）
移設区間	中電柱・エビ幹 6 9 左 2 電柱の H 2 4 番クロージャから N T T 柱・南分 4 の H 2 5 番クロージャまで

ウ 埋設管路の変更

既設ケーブルは、中電柱・エビ幹 6 6 引 1 号で立ち上がっているが、当該電柱は撤去予定のため、当該電柱に近接する周囲の電柱で立ち上がりを検討するとともに、その電柱に配線が可能となるよう埋設管路の敷設を設計すること。（必要に応じてハンドホールを配置を行う）

なお、不要となる埋設管路は撤去し、埋戻し後、舗装を行うこと。

エ 接続試験計画

新設ケーブルと既設ケーブルを切替える際は、試験を行うこととし、発注者とともに試験計画

を検討すること。

【関係施設】

米子POP、溝口警察署、伯耆町有線テレビジョンセンター、子供の国保育園、江府町役場、日野SC、日南町役場（CATVヘッドエンド）、日野POP

(3) 施工

ア 受注者は施工業務の着手前に、業務体制及び業務日程を決定の上、道路・河川・砂防占用申請書等の各種占用申請書を含む必要な添付資料を発注者に提出すること。

イ 受注者は、各種占用工事着手届出の提出を発注者に確認した上で、現地施工業務に着手すること。

ウ 埋設配管の変更

(2) ウの設計に基づき、埋設配管を新設、撤去又は改修を行うこと。

エ 表1の移設区間にケーブルを新設すること。埋設部分は、ウの管路を使用すること。

オ 既設ケーブルの通信をエで敷設した新設ケーブルに切り替えること。なお、クロージャは作業終了時、気密試験を行い、気密性を確認すること。(切替作業が複数日に及ぶ場合、必要となる再組立材料は受注者で確保すること。)

カ 上記オの切替時、新設ケーブルについて伝送損失及び接続損失試験(別紙試験区間表参照)を行うものとし、作業手順書を作成の上、発注者に提出すること。

なお、試験を実施するに当たっては以下の点に留意すること。

(ア) 接続試験等において、関係施設に立ち入る必要があるため、発注者による作業手順書の確認を受けた後、速やかに関係施設の担当者に作業内容を説明すること。

(イ) 事前に各施設の試験箇所を確認すること。

(ウ) 各施設と調整を行い、できる限り通信量の少ない時間帯に接続試験を実施すること。

キ 新設ケーブルの通信開始は、上記カで問題の無いことを確認した上で行うこと。なお、既設ケーブルは現用芯を含むため、通信停止時間が最小限となるよう考慮すること。

ク 表1の移設区間の既設ケーブル等は、キの通信開始の後に撤去し、関係法令に準拠して適正に処分すること。

ケ 受注者は、施工業務が完了したときは、速やかに完成図、業務写真及び各種占用工事完了届出等に係る資料を発注者に提出すること。

(4) 業務関係図書

受注者は、次の書類を発注者に提出し、確認を受けること。

ア 各種占用申請書類等

(ア) 道路使用許可申請等必要な手続きについては、受注者において行うものとする。

(イ) 本業務の実施に当たり、発注者による各種占用申請等が必要となる場合は、作業日の14日前までに発注者が申請すべき事項を整理し、申請書類等を資料とともに提出すること。

イ 業務計画書及び使用材料報告書

本業務に先立ち、発注者等と十分協議の上作成し、速やかに提出すること。

ウ 作業手順書

ケーブルの切替作業に係る手順書を切替作業日の14日前までに提出すること。

エ ア(イ)に係る完了届出等が必要となる場合は、現地作業完了後7日以内に発注者が届出すべき事項を整理し、届出書類を資料とともに提出すること。

オ 完成図書(A4ファイル)

(完成図、試験成績書、業務記録写真、完成写真、その他発注者が指示するもの)

また、電子ファイルを電磁的記録媒体(CD-R又はDVD-R)に格納の上1部提出すること。

※電子ファイルは、Microsoft社のWord、Excel、Powerpointのいずれかの形式及びPDF形式(PDFファイル内の文字検索が可能なこと。)の2種類で提出すること。

カ 完了報告書

完成図書の提出を含め本業務がすべて完了した時は、発注者に完了報告書を提出すること。

(5) 関係法令等の準拠

本業務は、本仕様書による他、諸法令及び次に示す基準等を遵守しなければならない。

- ア 鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県）
- イ 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
- ウ 光ファイバケーブル施工要領・同解説（建設電気技術協会）
- エ 日本工業規格（JIS）（日本工業規格）
- オ その他、上記で判断できない事項が生じた場合、その都度発注者と協議の上、決定する。

5 特記事項

(1) 資料提供

- ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。
- イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。
- エ 発注者及び受注者は、アからウまでにおける資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(2) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

6 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次の（ア）及び（イ）のいずれかに該当する場合は、アの承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。
 - （ア）再委託の契約金額が本業務に係る委託料（以下、「委託料」という）の額の50パーセントを超える場合
 - （イ）再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(3) 守秘事項等

- ア 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- イ 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ウ 受注者は、本業務に従事する者並びに（2）により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、ア及びイを遵守させなければならない。
- エ 発注者は、受注者がアからウに違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者に対し、本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- オ アからエは、本業務の委託期間（以下、「委託期間」という）の満了後又は本業務に係る契約の解除後も同様とする。

(4) 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、本業務に係る契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、本仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

(6) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(7) 仕様書と委託業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が本仕様書又は発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(8) 事故等発生時の対応義務

ア 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

イ アの場合において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

(9) 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（（10）ア又は（10）イの損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(10) 第三者に及ぼした損害

ア 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

イ アにかかわらず、アの賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

ウ ア及びイの場合、その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たる。

(11) 責任の制限

発注者と受注者双方の責めに帰することのできない理由により、受注者が本業務に係る契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は、当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は、当該部分について委託料の支払義務を免れる。

(12) 完了報告及び検査

ア 受注者は、本業務を完了したときは、業務完了後10日以内に4（4）カの完了報告書を発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、アの完了報告書を受理したときは、その日から10日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに本業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

ウ 発注者は、イに基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

エ 受注者は、イに基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。

オ イ及びウは、エの再検査の場合において準用する。

(13) 委託料の支払等

ア 受注者は、（12）ウ（（12）オにおいて準用する場合を含む。）の通知を受理した後、発注者に委託料を請求する。

イ 発注者は、アによる正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を受注者に支払う。

ウ 発注者が正当な理由なくイの支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応

じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(14) 違約金

発注者は、受注者が委託期間内に本業務を完了できなかったときは、遅延日数に応じ、委託料の額から既完了部分（受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

(15) 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

(16) 追完請求権

ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物がこの契約で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ アにより発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイは、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

(17) 任意解除

ア 発注者は、(18)又は(19)によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、アにより本業務に係る契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(18) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が(ア)から(エ)のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本業務に係る契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(イ) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を委託期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) 正当な理由なく、(16)アの履行の追完がなされないとき。

(エ) (ア)から(ウ)の場合のほか、本業務に係る契約に違反したとき。

イ 受注者は、アにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(19) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が(ア)から(キ)のいずれかに該当するときは、直ちに本業務に係る契約を解除することができる。

(ア) 本業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(エ) (ア)から(ウ)の場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(18)アの催告をしても本業務に係る契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(オ) 受注者又はその代理人若しくは使用人が本業務に係る契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(キ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(20) 解除の制限

(18) ア（ア）から（エ）及び（19）ア（ア）から（エ）までの場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、（18）及び（19）による本業務に係る契約の解除をすることができない。

(21) 賠償の予定

受注者が（19）ア（オ）に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が本業務に係る契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(22) 専属的合意管轄裁判所

本業務の契約に係る訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(23) その他

ア 契約書の作成に当たり、6の一般事項を契約書に記載した場合は、当該事項を本仕様書から削除する場合がある。

イ 6の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該事項の趣旨を変えない範囲で用語を変更する場合がある。